

健康マネジメント協会

「大きな事故につながります」



寝不足注意

点呼の確認事項に「睡眠不足」を追加

■睡眠不足も乗務禁止の事由に

トラック・バス・タクシーなど事業用自動車の事業者が運転者を乗務させてはならない事由として、「睡眠不足の有無」が追加されることになり、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正が2018年4月20日公布されました。

運転者の過労や睡眠不足による居眠運転事故が依然として多発していることから、事故防止のために乗務禁止事由を強化するものです。

2018年6月1日より施行されます。



■点呼での報告と確認義務が発生

運行管理者の皆さんには、乗務員点呼の際に報告を求める確認事項として、「日常点検結果」「酒気帯びの有無」「疾病・疲労等健康状態」に加えて**「睡眠不足の有無」**をチェックする義務が生じます。

運転者は睡眠不足で安全運転ができないおそれがある場合は点呼時に申告する義務が生じます。

■点呼記録簿にチェック欄を追加

点呼時の記録事項も改正されますので、点呼記録簿に「睡眠不足の有無」のチェック欄を新たに設ける必要があります。